

||||| 農業者年金 |||||

受給権者の しおり

||||| 独立行政法人
農業者年金基金 |||||

農業者年金を受けられる方へ

この度、お送りしました年金証書は、農業者年金を受ける権利があることを証明するものです。紛失したり、破損したりしないように、大切に保管してください。

この「農業者年金 受給権者のしおり」は、これから農業者年金を受ける方に、知っておいていただきたいことや、年金を受けるために必要な手続等について説明したものですので、**ご一読ください。**

また、お読みいただいた後は、年金証書と一緒にこのしおりを大切に保管し、必要なときに読み返してご活用ください。

なお、ご家族の方が行う手続等もありますので、ご家族の方にもお読みいただきますよう、お願いいたします。

もくじ

◎知っておいていただきたいこと

1. 年金証書の見方……………2
2. 裁定通知書の見方（新制度）……………3
3. 裁定通知書の見方（旧制度）……………4
4. 年金の支払時期及び支払方法……………5
5. 年金に係る税金……………6
6. 年金を受ける権利の保護……………7

◎年金を受けている方の手続き

7. 年金を引き続き受けるための現況届……………8
8. 住所や氏名、年金の受取口座を変えるとき… 12
9. 年金証書の再発行…………… 13
10. 年金を受けている方が亡くなったとき
（受給権者のご家族の方へ）…………… 13

◎経営継承した方の手続き

11. 経営継承に伴う諸名義の変更…………… 16
12. 特例付加年金の支給停止及び農地等
又は農業用施設の返還等があった場合の
届出（新制度）…………… 19

1.年金証書の見方

農業者年金の受給権者であることを示す番号で、12桁の数字からなっています。

各種届出等を提出するときや、お問合せのときは、この「年金証書の記号番号」を必ずお知らせください。

受け取る年金の種類です。「農業者老齢」又は「特例付加」のいずれかが記載されています。

農業者年金証書

年金の種類	農業者老齢	年金
年金証書の記号番号	4000000-00000	
受給権者の氏名	農年 一郎	
受給権者の生年月日	昭和 ○年○月○日	
受給権を取得した年月	○年○月	

上記のとおり、独立行政法人農業者年金基金法による年金給付を行うことに決定したことを証します。

○年○月○日

独立行政法人農業者年金基金

年金が裁定された年月日です。

年金を受ける権利を取得した年月です。

2. 裁定通知書の見方(新制度)

年金原資となる納付済保険料とその運用収入の合計額が記載されています。

受け取る年金の種類です。「農業者老齢」又は「特例付加」のいずれかが記載されています。

00-000

農業者年金 **農業者老齢** 年金裁定通知書

〒105-8010 東京都港区西新橋 1-6-21

農年 一郎 様

年金証書記号番号 (4000000-00000)
性別 (男)

〒105-8010 東京都港区西新橋1丁目6番21号
独立行政法人農業者年金基金理事

〇年〇月〇日

該当条文 独立行政法人農業者年金基金法
第 条 第 項 第 号
独立行政法人農業者年金基金法附則
第 条 第 項 第 号

納付保険料 及びその運用収入の総額
▲(この額が年金計算の基となる額です。) ¥0,000,000円

支給開始 年金額
〇年〇月 ¥000,000円

特例付加年金の場合は、「国庫補助額」と記載されています。

年金の支給開始年月(受給権を取得した年月の翌月)と受給する年金額が記載されています。

$$\text{年金額} = \text{年金原資(注1)} \div \text{年金現価率(注2)}$$

注1: 年金原資は、次のとおりです。

農業者老齢年金: 納付保険料及びその運用収入の総額
特例付加年金: 国庫補助額及びその運用収入の総額

注2: 年金現価率とは、将来に渡って年金財政の均衡を保つことができるように予定利率及び予定死亡率を勘案して、農林水産大臣が定めた率です。

注3: 年金額は、十円単位を四捨五入し、百円単位となります。

3. 裁定通知書の見方 (旧制度)

旧制度（平成13年12月以前）の保険料納付済期間等が記載されています。
内訳の説明は、裁定通知書の裏面に記載してあります。

受け取る年金の種類です。「農業者老齢」と記載されています。

00-000 農業者年金 農業者老齢 年金裁定通知書 ()

下記のとおり裁定されましたので通知します。

なお、審査請求等については、裏面をご覧ください。

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21

○年○月○日

農年 一郎 様 〒105-8010 東京都港区西新橋1丁目6番21号
独立行政法人 農業者年金基金理事

(1000000-0000)

保険料納付済期間等の月数 (内訳 1 内訳 2 内訳 3)
000 月 (000 月 0 月 000 月)

保険料未納期間の月数 該当条文 旧農業者年金基金法
第 条の 第 号 第 号

支給開始	年金額	うち加算額	支給停止額	停止区分	停止事由
○年○月	¥000,000 円	円	円		
年 月	円	円	円		
年 月	円	円	円		
年 月	円	円	円		
年 月	円	円	円		

年金の支給開始年月（受給権を取得した年月の翌月）と受給する年金額が記載されています。

4.年金の支払時期及び支払方法

農業者年金は、年4回に分けて、ご指定の金融機関の預貯金口座に支払います。

なお、新制度の農業者老齢年金と特例付加年金の年金額の合計が12万円未満の場合は、年1回11月に支払います。

1. 年金の定期支払月と支払対象月の内訳は、次のとおりです。

定期支払月	支払対象月の内訳
2月	前年の11月・12月分と本年の1月分
5月	2月・3月・4月分
8月	5月・6月・7月分
11月	8月・9月・10月分

〈年金額が12万円未満の場合（新制度のみ）〉

支払月	支払対象月の内訳
11月	前年の11月分から本年の10月分

2. 年金の支払いは、上記1の定期支払月の10日（土曜日、日曜日、祝日のときは、その直前の平日（金融機関の営業日））に支払います。
3. 年金は、上記1の支払月のほか、年金が裁定となり、初回の支払いが定期支払月でない月となる場合があります（前の定期支払月までに支払われるべき

年金があるときなど)。

4. 独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」といいます。）から毎年5月下旬に、その年の5月、8月、11月及び翌年の2月の定期支払月における支払額等を記載した「農業者年金振込・支払通知書」を送付します。

なお、初めて年金が支払われるときなども、「農業者年金振込・支払通知書」を送付します。

5. 年金に係る税金

年金は、税法上、雑所得として課税対象になります。

〔源泉徴収〕

年金額が一定額以上の方には、各支払月に支払われる年金額から所得税が源泉徴収されます。

源泉徴収票は、毎年1月31日までに基金から送付します。

■年金から所得税が源泉徴収される方

年齢	年金額（年間支払額）
65歳以上の方	158万円以上 （農業者老齢年金のみを受給されている方は、80万円以上）
65歳未満の方	108万円以上

左記の表に該当する方は、毎年基金より「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます。）を送付します。扶養親族等申告書を提出された場合、源泉徴収される所得税について、各種控除を受けることができます。

なお、控除対象となる配偶者や扶養親族がない場合、受給権者本人が障害者・寡婦等に該当しない場合は提出不要です。

また、農業者年金、国民年金及び厚生年金等の2つ以上の公的年金を受給している又は他に所得のあるときは、確定申告が必要になる場合があります。

※ 所得税に関する詳しい内容については、最寄りの税務署にお問合せください。

6. 年金を受ける権利の保護

年金を受ける権利は、他人に譲り渡したり、担保に供することはできません。

年金を受ける権利は、他人に譲り渡したり、担保に供することはできません（国税滞納処分の場合を除く）。

また、貸金業者が、その貸付金の弁済を農業者年金から受ける目的で、農業者年金が振り込まれる金融機

関の預貯金通帳、キャッシュカード又は年金証書の引き渡しを求めたり保管する行為は、法令で禁止されています。

7. 年金を引き続き 受けるための現況届

農業者年金の受給権がある方は、毎年6月中に現況届を農業委員会に提出しなければなりません。現況届の用紙は、毎年5月下旬にご登録の住所に送付します。

[全受給権者の方の確認]

1. 引き続いて農業者年金を受けていただくためには、「農業者年金受給権者現況届」を毎年6月中に農業委員会に提出し、引き続き年金を受け取る資格があるかどうかの確認を受けなければなりません。

現況届の用紙は、毎年5月下旬に基金から送付しますので、同封の説明書をよく読み、ご本人が記入及び署名(ご本人が記入及び署名ができない場合は、代理人(親族等)が記入した上で署名)して、お住まいの住所地にある農業委員会へ提出してください。

なお、次の方々は翌年度の現況届を提出する必要がないため、現況届の用紙は送付しません。

- ・旧制度農業者老齢年金の裁定が前年の7月1日以降に決定された方
- ・新制度農業者老齢年金又は特例付加年金の裁定が前年の6月1日以降に決定された方
- ・特例付加年金の支給停止が前年の6月1日以降に決定された方

2. 前記の現況届が提出されていないときは、引き続き年金を支払ってよいかどうかの判断ができませんので、11月支払分から現況届が提出されるまでの間、**年金の支払いが差し止められます。**

その後、現況届が提出されたときは、年金の差し止めを解除し、年金をお支払いします（ただし、5年を経過した分の給付の支給を受ける権利は、時効により、消滅することとなっていますので、ご注意ください。）。

なお、前年度以前から年金の支払いが差し止められている方などに対しては、現況届の用紙は送付しません。

改めて現況届を提出される場合は、お住まいの住所地にある農業委員会で手書き用の現況届を受け取り、記入及び署名をして、農業委員会に提出してください。

[特例付加年金の受給権がある方の確認]

3. 特例付加年金の受給権がある方は、19ページの「12. 特例付加年金の支給停止及び農地等又は農業用施設の返還等があった場合の届出(新制度)」などで、ご自分の特例付加年金が支給停止事由に該当していないこと及び16ページの「11. 経営継承に伴う諸名義の変更」のとおり、諸名義が引き続き経営継承の相手方名義となっていることについての自己チェック欄に○を付けていただき、現況届を農業委員会へ提出し、農業委員会の確認を受けてください。

(1) ご自分の特例付加年金が次の①～③の支給停止事由に該当した場合は、速やかに「特例付加年金支給停止事由該当届(様式第K51号)」をJAに提出する必要があります。

また、基金から送付された現況届は提出せず、お住まいの住所地にある農業委員会で手書き用の現況届を受け取り、記入及び署名をして、農業委員会に提出してください。

- ① 農地等又は農業用施設を買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還等を受けて農業経営を再開したとき
- ② 農業を営む法人の常時従業者である構成員となったとき
- ③ 後継者に貸し付けて経営継承した農地等又は農

業用施設を支給停止とならない事由（土地収用該当事業用地として処分した場合など）以外の目的で、

ア. 返還を受けて1年経過したとき

イ. 返還を受けて転用又は転用目的で処分したとき

ウ. 当該後継者が他の者にその権利を移転又は設定したことにより使用しなくなったとき

エ. 返還を受けて1年経過前に農地等が遊休化して農業委員会の利用意向調査を受けたとき

(2) 第1回目の現況届を提出する方は、16ページの「11. 経営継承に伴う諸名義の変更」をご覧の上、諸名義を必ず経営継承の相手方に変更等してください。

(3) 第2回目以降の現況届を提出する場合も、諸名義が引き続き経営継承の相手方となっていることをご確認の上、現況届を農業委員会へ提出してください。

なお、諸名義の保有状況を確認する必要がある場合は、基金及び農業委員会が関係機関に照会することがありますので、照会することについて同意の上、現況届の自署欄に署名してください。

8. 住所や氏名、年金の受取口座を 変えるとき

住所、氏名を変えたときや、年金の受取口座を変えたいときは、変更の届出書を提出してください。

住所や氏名を変更したときは、変更があった日から14日以内に「農業者年金住所・氏名・性別・整理番号変更・訂正届出書（様式第20号）」を、年金の受取口座を変更したいときは「農業者年金受給権者金融機関（口座番号）変更届（様式第61号）」をJAに提出してください。

これらの届出がありませんと、年金を期日に受け取れなかったり、通知等が届かなかったりします。

また、氏名変更により「農業者年金住所・氏名・性別・整理番号変更・訂正届出書（様式第20号）」の届出書が提出されますと、変更後の氏名で年金証書が再発行されますので、大切に保管してください。

9. 年金証書の再発行

年金証書を紛失されたときなどは、再交付を受けてください。

年金証書を紛失されたときなどは、「農業者年金証書再交付申請書（様式第 63 号）」を J A に提出し、再交付を受けてください。

10. 年金を受けている方が亡くなったとき (受給権者のご家族の方へ)

年金を受けている方が亡くなられたときは、速やかに死亡届を提出してください。

1. 新制度・旧制度共通

- 年金を受けている方（受給権者）が亡くなられたときは、ご遺族の方が 10 日以内に「農業者年金死亡関係届出書（様式第 K31 号の 1 又は 2）」に年金証書と死亡の事実を明らかにできる書類を添えて、J A に提出してください。

なお、この後に説明する未支給年金及び死亡一時金の請求についても、この届出書により同時に請求することができます。

この届出書の提出が遅れますと、年金の支払いが引き続き行われ、受け取りすぎた年金をご遺族が返還しなければならなくなりますので、ご注意ください。

- 年金は、受けている方が亡くなられた当月分まで支払われますので、支払われるべき年金があるときは、未支給年金として遺族の方がこれを請求することができます。

この未支給年金を請求できる遺族の範囲及び請求順位は、年金を受けている方が亡くなられたときに、生計を同じくしていた1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母、6.兄弟姉妹、7.3親等内の親族（甥姪、子の配偶者、叔父叔母等）となります。先の順位の方がいる場合、後の順位の方は請求できません。

- 生計を同じくしていた場合とは、年金を受けている方が亡くなられたときにその方と同居していた方又は別居の場合でも、その亡くなられた方によって生計を維持されていた方（経常的に援助を受けていた方）や、亡くなられた方の生計を維持していた方（経常的に援助していた方）となります。
- 未支給年金及び死亡一時金の給付を受ける権利

は、死亡日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効により消滅します。

2. 新制度

- 80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」として遺族に支給されます（国庫補助を原資として支給される特例付加年金については、死亡しても一時金は支給されません。）。

ただし、加入した年齢と亡くなられた年齢や、それまでの運用収益がどの程度であったかなどによって、死亡一時金は払い込んだ保険料を下回ることもあります。

3. 旧制度

- 年金を受けている方が亡くなられた場合は、既に支給を受けた死亡日の属する月分までの年金受給総額が、年金を受ける前に死亡した場合に受け取ることができたであろう死亡一時金の額に満たないときに、その差額が死亡一時金として支給されます。

※ 新制度・旧制度ともに死亡一時金を請求できる遺族の範囲及び請求順位は、年金を受けている方が亡くなられたときに、生計を同じくしていた1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、6. 兄弟姉妹となります。未支給年金を請求できる遺族の範囲とは異なりますのでご注意ください。

11. 経営継承に伴う諸名義の変更

経営継承は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、農業経営者が所有する諸名義（農業共済の加入名義等）についても、速やかに経営継承の相手方に変更等する必要があります。

1. 基金では、特例付加年金の裁定後や支給停止事由消滅後の最初の現況届（注）（以下「最初の現況届」といいます。）の提出時に、経営継承が実体を伴った適正なものであることの確認をしています。

このため、最初の現況届の提出時までには、次の(1)～(3)の全ての諸名義（第三者に経営継承した場合は(1)及び(2)の名義のみ）が、経営継承の相手方に変更等する必要があります。

- (1) 農業共済の加入名義
- (2) 経営所得安定対策等交付金の申請名義
- (3) 農業所得に係る納税申告の名義

（注）現況届については、8ページ「7. 年金を引き続き受けるための現況届」をご確認ください。

2. 最初の現況届の提出時までには、諸名義を後継者又は第三者に変更等していないときは、速やかに次の

手続きをするとともに、これらの諸名義が変更等されたことを確認するため、農業委員会が示す書式（経営移譲管理カード）等を農業委員会に提出してください。

(1) 後継者に経営継承した場合

農業共済の加入名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義及び農業所得に係る納税申告の名義を後継者に変更等してください。

(2) 第三者に経営継承した場合

経営継承した農地等に係る農業共済の加入名義及び経営所得安定対策等交付金の申請名義を第三者に変更等してください。

(3) 特例付加年金の裁定取消又は支給停止措置について

- ① 最初の現況届の提出時に、上記1の(1)～(3)の全ての諸名義が経営継承の相手方に変更等されていないと、その年の11月支払分から年金の支払いが差止めとなります。

この場合、特例付加年金の裁定取消又は支給停止となることがありますので、ご注意ください。

- ② 最初の現況届を提出した以降も、諸名義は、引き続き経営継承の相手方名義となっている必要があります。

諸名義があなたに戻されると特例付加年金が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

- ③ 特例付加年金が、10、11 ページ（又は 19、20 ページ）の支給停止事由に該当する場合には、特例付加年金の受給権者用の現況届は提出せず、支給停止事由該当届を J A に提出してください。

詳しくは、農業委員会又は J A にお尋ねください。

12. 特例付加年金の支給停止及び農地等又は農業用施設の返還等があった場合の届出(新制度)

特例付加年金の受給権者が次の1に該当したときは、その該当している期間は、特例付加年金の支給が停止されます。

なお、特例付加年金が支給停止事由に該当した場合であっても、農業者老齢年金はそのまま支給されます。

1. 特例付加年金の受給権者が次の支給停止事由に該当したときは、その翌月分から特例付加年金の支給が停止されます。

【特例付加年金の支給停止事由】

- (1) 農地等又は農業用施設を相続したり、買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還等を受けて農業経営を再開したとき

(例)

相続した農地等、後継者が亡くなったため返還を受けた農地等、第三者から返還（契約期間満了を含む）された農地等などで農業経営を再開した

- (2) 農業を営む法人の常時従事者である構成員となったとき

(3) 後継者に貸し付けて経営継承した農地等又は農業用施設を支給停止とならない事由（土地収用該当事業用地として農地等を処分した場合など）以外の目的で、

① 返還を受けて1年（※条件不利地域は2年）経過したとき

② 返還を受けて転用又は転用目的で処分したとき

③ 当該後継者が、他の者にその権利を移転又は設定したことにより使用しなくなったとき

(例)

- ・後継者が転出した等の理由で農業経営を続けられなくなり、当該後継者から農地等の返還を受けた
- ・転用目的で処分するため、後継者から農地等の返還を受けた

④ 返還を受けて1年（※条件不利地域は2年）経過前に農地等が遊休化して農業委員会の利用意向調査を受けたとき

※ 条件不利地域とは、山村振興法に基づく振興山村、特定農山村法に基づく特定農山村、離島振興対策実施地域、奄美群島、沖縄、小笠原諸島、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、過疎法に基づく過疎地域をいう。

2. 上記1の支給停止事由に該当した場合は、速やか

に「特例付加年金支給停止事由該当届（様式第 K51 号）」を J A に提出してください。この届の提出が遅れますと、特例付加年金の支払いが引き続いて行われ、受け取りすぎた特例付加年金を返還しなければならなくなりますので、ご注意ください。

なお、上記 1 の(3)の①、②及び④の場合は、「特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届（特例付加年金）（様式第 K65 号）」を併せて J A に提出してください。

3. また、支給停止の事由に該当しなくなった場合は、特例付加年金の支給が再開されますので、速やかに「特例付加年金支給停止事由消滅届（様式第 K52 号）」を J A に提出してください。

4. なお、上記 1 の(3)の支給停止にならない事由については、事由ごとに該当要件や所定の届出手続きがありますので、返還等を受ける前に必ず J A 又は農業委員会に相談してください。

【特例付加年金が支給停止とならない場合】

(1) 下記の事由のため、後継者に貸し付けた農地等又は農業用施設の返還を受け、返還から 1 年以内（条件不利地域は 2 年以内）に権利の移転又は設定（農地等や農業用施設等として権利を設定する場合、10

年以上の設定期間を要する)をした場合は、「特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届(特例付加年金)(様式第 K65 号)」及び「特定処分対象農地等及び特定農業用施設処分届(特例付加年金)(様式第 K66 号)」を J A に提出してください。

- (2) 農地等又は農業用施設の返還を受けることなく、下記の事由のため、権利の移転又は設定(農地等や農業用施設等として権利を設定する場合、10 年以上の設定期間を要する)をした場合は、「特定処分対象農地等及び特定農業用施設移転・設定届(特例付加年金)(様式第 K67 号)」を J A に提出してください。

支給停止とならない事由(例)

- ・ 農地中間管理機構などの譲受適格者への処分等のため
- ・ 一時転用するため
- ・ 農業用施設用地として後継者又は地方公共団体等に処分するため
- ・ 土地収用該当事業用地として提供するため

等

MEMO

MEMO

不審な電話や手紙に 注意しましょう。

◎農業者年金基金では、電話で指定の預金口座に現金の振り込みを依頼したり、指定の住所に現金の郵送を依頼することはありません。

また、受給権者のご自宅を訪問して、預金通帳や年金証書をお預かりすることもあります。

◎年金証書や預金通帳・印鑑等を預けるよう要求し、高金利で融資を行う違法かつ悪質な貸金業者には、十分注意してください。

不審な電話があった場合は、農業者年金基金、最寄りのJA又は住所地にある農業委員会までお問合せください。